

Ⅱ 教育課程

第5分科会 豊かな人間性 研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・ マネジメントと校長の在り方

分科会の趣旨

グローバル化が進んでいる現在、様々な価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きていくことや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人々の幸福や持続可能な社会の実現を図ることが一層重要となる。このような時代の中で、子どもたちには、自らを律しつつ、自己を確立し、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていける教育を推進していくことが求められている。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、人権教育であり、道徳教育である。

人権教育については、子どもたちに人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

また、道徳教育については、自立した一人の人間として、人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すものであり、子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてより良く生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道徳教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進するとともに、家庭や地域等と連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) よりよい社会を創る人権教育の推進

未来を担う子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることに認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校・地域の実態に即した、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 豊かな心を育む道徳教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科である道徳はもとより、各教科等ではその教科の特質に応じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確にとらえるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を、家庭・地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道徳教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第5分科会「豊かな人間性」

研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

将来の我が国を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道徳性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

第2期教育振興基本計画でも、「豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

- 美しいものや自然に感動する心などの感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、人権教育であり、道徳教育であるにとらえている。

- (1) 人権教育の推進—人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。
- (2) 道徳教育の推進—自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを旨とし、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長主導の全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) よりよい社会を創る人権教育の推進

- ・子どもたちが互いに認め合い、思いや考えを出し合う豊かな人間関係を高める教育活動
- ・人権感覚を育むための家庭や地域社会との連携と協働

(2) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・豊かな関わりの中で人間関係や自己の生き方を深める教育課程の編成と実施及び評価、改善
- ・全教職員が心の教育にかかる教育理念を理解し、教育活動全体を通して協働で創造する教育活動
- ・共通理解を深め、一体となって豊かな心を育む学校、地域、家庭の連携

1. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」

平成20年4月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

第2章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。平成20年1月の中央教育審議会答申では、現行学習指導要領が重視する「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきたこと、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等を指摘している。

「生きる力」については、平成8年7月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられている。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに関わる力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりをもつものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特徴を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

(1) 人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

29年度版 人権教育・啓発白書 第1章第1節より

平成29年 法務省

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（平成28年度実績：44地域、107校）」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

各学校における取組例

〈事例1〉小学校の例

主題：「人権を大切にする豊かな人間関係づくりと、確かな学力を育む人権教育の推進」

具体的取組：

○学校生活における、他者への配慮のある関わり方の例を、高学年の児童が「劇」として演じ、低学年の児童に見せる教育活動等の実施。

○人権教育による個々の児童や学級全体の変容の把握（年2回のアンケートの実施）。

〈事例2〉中学校の例

主題：「一人一人の思いやりの心とコミュニケーション能力を育む人権教育の推進」

具体的取組：

○研修等を通じた、人権教育の目的・目標に係る教職員の共通理解の促進。

○様々な主題に係る人権教育の計画的な推進（11月の「いじめ防止強化月間」における小・中連携の「いじめ防止子ども会議」、12月の「命と人権を考える月間」における拉致問題を扱った「人権講話」等の教育活動を実施）。

人権教育に関する指導方法等については、平成16年6月には「第1次とりまとめ」、平成18年1月には「第2次とりまとめ」、平成20年3月には「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公私立学校や教育委員会等に配布するなど調査研究の成果普及に努めている。

また、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行うとともに（平成23年度版は64事例、平成24年度版は61事例、平成25年度版は57事例、平成26年度版は54事例、平成27年度版は49事例）、平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。

さらに、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、従来より学習指導要領の「道徳」において、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法や決まりを守り、自他の権利を大切にすること等についても指導内容として示すなど、人権教育にも資するような指導の充実に努めている。

こうした道徳教育の一層の充実に図るため、道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布するとともに、平成27年3月27日に、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるため、学習指導要領の一部改正等を行った。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体による多様な事業への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるよう、教育課程の研究の成果の普及に努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教員の資質向上等

教員の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する採用後1年間の初任者研修や、在職期間が原則として10年に達した者に対する10年経験者研修では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

第9節 道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、道徳の時間（週当たり1単位時間）を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

他方、小・中学校に道徳の時間が設置されてから約70年がたちますが、これまで学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の創意工夫を生かした素晴らしい実践が行われている一方で、道徳教育が本来の役割を果たしきれていないのではないかと指摘もなされてきました。

また、今後、人工知能をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる資質・能力を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、道徳教育の更なる充実のため、道徳の時間を「特別の教科道徳」（道徳科）として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換が図られるものと考えています。

今回の改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

今回の改正を踏まえ、小学校では平成30年度から、中学校では31年度からそれぞれ道徳科が全面実施されます。また、27年度から小・中学校それぞれの実施年度までの間は移行措置として、改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が可能となっています。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成28年7月29日付け初等中等教育局長通知）を发出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

さらに、文部科学省では、道徳科の全面実施に向け、道徳教育の充実のための資料等をホームページ上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、各学校の児童生徒の実態に応じた多様な創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓

発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次まとめ〕」（平成20年3月）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

また、平成23年度から人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施しており、27年度においては、49の事例を公表しました。そのほか、22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催しており、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」等について引き続き周知を図っています。

さらに、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を发出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

(2) 豊かな心（第1章第1の2の(2)）

① 豊かな心や創造性の涵養（第1章第1の2の(2)の1段目）

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定しており、本項では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることを示している。創造性とは、感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力であり、豊かな心の涵養と密接に関わるものであることから、本項において一体的に示している。豊かな心や創造性の涵養は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。本項で示す教育活動のうち、道徳教育については次項②から④までの解説のとおりであり、体験活動については第1章総則第3の1(5)において示している。多様な表現や鑑賞の活動等については、音楽や図画工作における表現及び鑑賞の活動や、体育における表現運動、特別活動における文化的行事、文化系のクラブ活動等の充実に努めるほか、各教科等における言語活動の充実（第1章総則第3の1(2)）を図ることや、教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。② 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の(2)の2段目）学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、児童の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、児童の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個人の人々の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。中でも、特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。